

居宅介護支援事業所
ウイステリア倶楽部
運 営 規 程

社会福祉法人 親愛会

居宅介護支援事業所ウイステリア倶楽部

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 「居宅介護支援事業所ウイステリア倶楽部(以下[事業所])という。」は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成すると共に、その計画に基づいて指定居宅サービスの提供が確保されるよう事業者等と連絡調整をし、また、介護保険施設への紹介やその他の便宜の提供を行い、要介護者やその家族を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、被保険者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。

2 事業所は、利用者の心身状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われること。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公平中立に行われること。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村や各サービス事業所及び介護保険施設等との連携に努めること。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人親愛会とする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 居宅介護支援事業所ウイステリア倶楽部
- 2 所在地 茨城県東茨城郡茨城町前田1707-349

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者(1名 常勤兼務)
 - ①管理者は、事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

2 介護支援専門員（2名）

①第2条の運営方針に基づいた業務に当たる。

②利用者35名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日は月曜日から金曜日迄とする。

2 休日は土・日・年末年始、その他臨時で定めるものとする。

3 通常の営業時間は午前9時から午後6時迄とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。

2 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

①正当な理由とは、法第24条第2項に規定する介護給付など対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

②偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けた、または受けようとしたとき。

③以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

3 相談はその都度適切な場所及び方法で行われること。

①場所 a. 相談室 b. 利用者宅 c. その他

②方法 a. 面接 b. 電話 c. その他

4 支援の提供の開始に際し、被保険者証によって、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期間を確かめる。

5 要介護認定等を受けていない利用申込み者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込み者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

また、要介護認定等の更新は、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヵ月前には行われるように、必要な援助を行う。

6 事業所の管理者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められた時には、これを掲示すべき旨を指導する。

7 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス・福祉サービスなどの多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

(居宅介護支援の提供内容)

第8条 事業所は、市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる。

2 介護サービス計画

①介護サービス計画の担当者配置

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

②利用者に情報提供

作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者などの名簿、サービス内容、利用料金の情報等を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。

③利用者の実態把握

介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。なお課題の分析について使用する課題分析表は「居宅サービス計画ガイドライン」を用いる。

④居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付などの対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

⑤サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた、指定居宅サービスの担当者から、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

また、開催場所は利用者、家族の自宅または当該サービス事業所等にて行い、介護支援専門員がその都度利用者、家族、当該サービス担当者へ通知するものとする。

⑥利用者の同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた、指定居宅サービス等について、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料などについて説明し、文書により同意を得るものとする。

3 サービス実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者などとの連絡を継続的に行うことにより、

実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

また、訪問は全ての利用者に対して毎月行うこととし、必要に応じて適時訪問するものとする。

4 介護保険施設の紹介など

①介護支援専門員は、利用者がその居宅において、サービス提供が困難になったと認められ、かつ利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

②介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成などの援助を行う。

(利用料、交通費)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者から費用を徴しないものとする。

2 次条に定める通常の実施地域外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを次のように、その都度利用者から受けることができることとする。

①1 km あたり50円とする。

②往復の距離数でその都度計算する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は茨城町、水戸市、笠間市（旧友部町）、小美玉市（旧美野里町）、大洗町とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第11条 事業所は、毎月市町村に対し居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、個人情報保護法及び、関係規則、並びに事業所における個人情報保護規程等を遵守す

るとともに必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込み者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業所の紹介その他の必要な措置を講じる。
- 2 介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。
 - 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業所等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならないこととする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
また、賠償すべき事故が発生した場合には、加入している賠償責任保険をもって速やかに行うこととする。
 - 5 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
 - 6 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
 - 7 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要、または当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
 - 8 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完了の日から2年間保存しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 責任者の選定(責任者:江頭 美織)
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回)
 - (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月9日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。